

■ 手術に関する施設基準【医科】（2025年1月～12月・手術件数） 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

頭蓋内腫瘍摘出術等	210	黄班下手術等	23	鼓室形成手術等	0
肺悪性腫瘍手術等	114	経皮的カテーテル心筋焼灼術等	104	靱帯断裂形成手術等	87
水頭症手術等	51	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	尿道形成手術等	0
角膜移植術	0	肝切除術等	52	子宮附属器悪性腫瘍手術等	16
上顎骨形成術等	0	上顎骨悪性腫瘍手術等	7	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術	1
母指化手術等	0	内反足手術等	0	食道切除再建術等	6
同種死体腎移植術等	0	胸腔鏡下又は腹腔鏡下を用いる手術	916	人工関節置換術	340
1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術等					0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術					55
冠動脈、大動脈バイパス移植術等（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術					58
経皮的冠動脈形成術	265	経皮的冠動脈粥腫切除術	1	経皮的冠動脈ステント留置術	272

■ 手術に関する施設基準【歯科】（2025年1月～12月・手術件数） 厚生労働省告示により以下の手術に関し、実施件数を掲示します。■

舌悪性腫瘍手術	12	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	1	上顎骨悪性腫瘍手術	5
自家遊離複合組織移植術	2				